

令和8年度インターネットを活用した広告掲載業務 業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度インターネットを活用した広告掲載業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、下記「4 趣旨・目的」を踏まえた受託者の事業提案を求めるものである。

4 趣旨・目的

首都圏をはじめとする市外企業等を対象に、本市のビジネス都市としての特色や魅力等を広く周知することにより、進出を希望する企業からの問合せ件数を増加させる。

【想定するビジネス都市としての特色や魅力】

- 世界トップクラスの都市ブランド
- 多様な人材確保や産学公連携が可能な日本最大級の学術都市
- 自然や文化が生活に溶け込むコンパクトシティ
- 良好なアクセス&災害に強いまち

(参考)

[Kyo-working](#) | [京ワーキング](#) | [京都市企業誘致プロジェクト](#)

5 委託業務の内容

(1) 広告手法の提案・出稿

- ・ 進出を希望する企業からの問合せ件数について目標を設定したうえで、効果的かつ効率的な広告手法及び広告画像等を提案・作成すること。
(参考) 例年、企業誘致推進室が受け付ける、進出を希望する企業からの問合せ件数は約20件/年。
- ・ 委託期間のうち実際に広告を行うのは、令和8年5月1日～令和9年2月28日の期間とし、期間内に最低5回以上出稿すること。なお、1回当たりの出稿期間は問わない。

(2) 提案時の記載項目

提案にあたっては、必ず以下の項目を記載すること。

ア 目標件数

進出を希望する企業からの年間問合せ件数について目標を設定すること。

イ ターゲット

目的を達成するために相応しいと思われるターゲットを提案すること。

(参考) これまでの本市のターゲット：企業の経営者層や進出を検討する担当者など、企業進出に関する権限を持つ者

ウ 使用する媒体及び広告手法（複数の手法を組み合わせることも可）

※ その広告手法をとる理由も記載すること。

エ 出稿の回数及びスケジュール、出稿ごとの費用

※ 5(3)で示す改善案のスケジュールについても示すこと。

オ 具体的な出稿後の運用方法（5(3)（出稿後の運用）を参照）

カ 想定する広告画像の概要

※ 出稿に当たっては、本市と提案内容について調整し、承認を得ること。

(3) 出稿後の運用

広報効果の最大化を図るため、広告の出稿期間中、2週間に1度、改善案等を提示し、本市との調整の上、広告出稿を実施すること。なお、問合せ件数については、1週間に1回、本市から受託者へ報告を行うこととする。（実際の改善案等の提示及び問合せ件数の報告頻度については、出稿期間に応じて、本市と調整することとする。）

また、各出稿終了後10日以内に、掲載実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した報告書を提出し、報告すること。

(4) 実績報告

業務完了後に、実施した広告の掲載実績、効果等を取りまとめたうえで、検証を行い、令和9年度以降の広告手法についての提案を分かりやすく示したレポートを提出すること。また、完了報告書についても提出すること。

(5) その他（注意事項）

ア 本業務におけるネット広告媒体は、インターネット（Yahoo!、Google 等）、SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Facebook 等）、動画プラットフォーム（YouTube、TVer 等）など、所謂 Web 媒体に類するものとする。

イ 広告出稿後に、配信期間や内容等を変更する必要がある場合は、修正や再出稿の作業等を柔軟かつ迅速に行うこと。また、変更をする場合はその都度本市の承認を得ること。

ウ 当該業務において作成された画像等は、本市のホームページや SNS において使用することがある。

エ 本市が所有するロゴマークや画像、Web サイトで使用している文言を使用する場合は、本市の許可を得ること。

6 進捗管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに年間業務スケジュールを作成し、本市との打ち合わせを設定・作成した年間業務スケジュール提出する。
- (2) 受託者は、適宜本市との打ち合わせを設定し、スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。

7 実施報告書

本業務終了後、業務全体の実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙2「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。
- (2) 本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (3) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (4) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て本市に帰属する。
- (5) 本業務で履行した内容に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (6) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。
なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (7) 受託者は、本業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。これは、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者が本業務によって委託者又は第三者与えた損害は、すべて受託者の負担とする。

【参考 当室で運用している Web サイト等の実績】

1 Web サイト (Kyo-working)

令和 4 年度から本市のビジネス魅力の発信を目的として運用

【令和 7 年度実績】

平均閲覧数：5,363 回／月、アクティブユーザー数：2,560 人／月

※R5：3,954 回／月、R6：3,830 回／月

※R5：1,665 人／月、R6：1,872 人／月

[Kyo-working | 京ワーキング | 京都市企業誘致プロジェクト](#)



2 SNS

以下を目的として運用

- ・ 主に学生をはじめとした若者世代に対して、進出企業の情報や魅力を発信し、採用・インターンシップにつなげるきっかけを作ること
- ・ 市外企業等を対象に、進出企業の成功事例を発信し、京都に拠点を設置するメリットを知ってもらい、京都への関心を高めること

(1) TikTok (令和 5 年度～)

フォロワー数 52 人、投稿数 20、閲覧回数 155 万回 (総数)

URL：<https://www.tiktok.com/@kyo.working>



(2) インスタグラム (令和 6 年度～)

フォロワー数 88 人、投稿数 40、閲覧回数 2.8 万回 (動画のみ)

URL：<https://www.instagram.com/kyo.working/>

